

令和 5 年第 2 回 3 月美作市議会定例会 市長所信表明

おはようございます。令和 5 年 3 月美作市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

定例会の開会に際しまして、市政の現状に対する認識と、今後の市政運営についての所信の一端を、申し述べさせていただきます。

【令和 4 年度補正予算、令和 5 年度当初予算】

はじめに、令和 4 年度最終補正予算、令和 5 年度当初予算、その他の予算関連の事項について申し上げます。

令和 4 年度一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 3,302 万 5 千円を増額して、予算総額を 239 億 5,842 万 8 千円としております。

歳出においては、事業費の確定や決算見込みに伴う、財源更正や減額補正が主な内容となりますが、加えて、歳入において、普通交付税額の確定による増分や、前年度繰越金の精算による剰余金が生じたことにより、財政調整基金の取り崩しの必要がなくなり、2,783 万円の積立を行うこととしております。

また、減債基金（6 億 2,600 万円）及び、公共施設整備基金（1 億 4,000 万円）への積み立てを行う「黒字決算型」の補正予算となっています。

この結果、令和 4 年度における財政指標の見通しは、起債残高が大規模事業の推進に伴い 236 億円となり、前年度末と比較し 4 億円の増となるものの、基金残高の総額が約 180 億円と前年度に比較して 9 億円増加する見込みとなることから、大規模事業の実施に伴い増大が予想される、後年度の公債費等の財政負担に対して、一定の財政体力を蓄えることができるものと考えております。

次に、令和 5 年度一般会計当初予算（案）につきましては、①新庁舎等の整備に係る事業費や、英田保育園建設事業、作東公民館整備事業など、令和 6 年度に発行期限を迎える合併特例事業債を活用した大型建設事業の予算を計上したこと、②市民の暮らしを守るための事業を拡充したこと及び、③電力等、諸物価の高騰の影響により、骨格編成となった前年度当初予算と比較して、38 億 3,600 万円の増、また、通常編成であった令和 3 年度と比較しても、20 億 8,600 万円の増となる、積極的な予算編成としております。（過去 2 番目の規模）

歳入面において、地方交付税及び臨時財政対策債については、人口が減少傾向にある当市の実態を反映し、合計で 4 億円の減収を見込んでおりますが、合併特例事業債のほか、過疎対策事業債、緊急自然災害防止

対策事業債などの交付税措置率の高い有利な起債の活用、建設事業の実施のために積み立ててきた公共施設整備基金の繰入などにより、大型予算に対応する財源を確保することができています。

【地方財政措置】

また、令和3年以降、世界規模でエネルギー価格の高騰が続いています。令和5年度一般会計当初予算においては、電気料金を含む光熱水費について、前年度比8,500万円（39%増）の増額編成を余儀なくされるなど、市の財政に対しても、その影響が及んでおり、今後不透明な状況が続くものと考えられます。

先般、国が示した地方財政計画においては、学校、福祉施設、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独分）を総額で700億円増額するなど、一定の対応を行うことを盛り込んでおりますが、実際の財政出動と乖離している感が否めません。また、物価上昇に伴う賃上げの動きの広がり、今後、公務員の人件費にも波及し、新たな財政需要の増加要因になることが想定されます。一方で、地方自治体はその性質上、増加する支出を、価格転嫁等による増収で補うことが極めて難しく、また、経費削減などによる財源の捻出についても限界があるため、今後の財政運営に係る大きな課題となっています。

これら財政上で懸念される事項については、全国の自治体における共通の課題でもあることから、増大する経費を適正に基準財政需要額に反映させるなど、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保について、岡山県市長会を通じて、強く国に働きかけを行ってまいります。

【大雪災害】

1月の豪雪については、市民の方々に多大なご不便をおかけしたにも関わらず、辛抱強く除雪等の作業に協力し、見守っていただいたことに心より感謝し、又、通学路や保育園の駐車スペースの除雪等において、必要な改善事項をご提示いただいた事に、この場を借りてお礼申し上げます。

豪雪については、この他、農業用ハウスについて、かなり大規模な被害がみられた事から、市としては、国・県とも相談しつつ、復旧支援のため何らかの対応が必要と考えております。

続いて、今年度の主な取り組みについて、新たなものや拡充するものを中心に、順次、ご説明申し上げます。

【美作インター周辺整備】

まず、市内の北東部には、鳥取自動車道、中央には中国自動車道、美作岡山道路と 3 つの高速道路がつながっており、山陰と岡山間、近畿方面と広島方面への物流・人流の拠点となる美作インターチェンジは、高速バスステーションもあることから、平日はもとより休日にも利用者が多い状況にあります。

しかしながら、駐車場が未整備であるため、これまで臨時的に、もうもう工房跡地を開放しておりました。

今後におきましては、地域公共交通の高速道路を活用した、広域交通網の拠点として、利用促進とサービス向上、機能強化を図るため、現在の高速バス乗降場所を駐車場側に移転し、待合所・トイレ等を併設することで利便性を向上させるとともに、駐車場へ安全に出入りするため、県道美作奈義線との交差点改良を図りながら、いわば「縦貫 みまさか道の駅」とも言える施設の整備に取り組んでまいります。

【美作岡山道路北部延伸】

次に、美作岡山道路北部延伸に関連し、2 月 3 日、鳥取県智頭町において、「国道 53 号黒尾峠区間の防災対策を検討する勉強会」が開催されました。

国土交通省中国地方整備局の、道路部長をはじめ、鳥取河川国道事務所、岡山国道事務所、岡山県、鳥取県、奈義町、智頭町、そして当市を含めた担当者 8 名が出席し、黒尾峠区間のトンネルや橋梁などの構造物の老朽化、積雪や凍結による冬季交通などの、現状の課題について情報共有を行いました。

この勉強会は、美作岡山道路の北部延伸とは別の取組みとして行われたものですが、その方向性については、今後の北部延伸の実現に向け極めて重要であると認識しており、引続きこの勉強会に積極的に関与し、岡山県及び鳥取県との合意形成に努めて行くとともに、北部延伸の要望活動について、期成会顧問の国会議員の方々に、更なるご協力を依頼し、国及び岡山県に対して強く要望してまいります。

【台湾交流】

次に、対内直接投資についてですが、国は地域の対内直接投資について、次の 4 つの利点を挙げております。具体的には、①大都市圏に比べて地価が安く、広い敷地が豊富に残っていること、②高速道路ネットワークが整備されていること、③地域特産の農林水産品の海外市場の開拓、④観光資源への感動が投資のきっかけになる事であります。

美作市については、これらの利点をすべて満たしていると考えており、既に台湾の大手企業から、市内の複数の物件について、興味を示していただいております。

そして、台湾の企業グループが、美作市内に投資調査を具体的に進めるための、事務所を開設したいとの意向を示しており、本市としては、この動きを歓迎するとともに、適切な協力をしていく考えです。

【福祉政策】

次に、福祉施策につきましては、「重層的支援体制整備事業」ですが、令和 5 年度事業の委託先である「美作市社会福祉協議会」と連携をより深め、包括的に相談を受け止める相談窓口としての「総合相談支援センター」を支援体制の「司令塔」として明確に位置付けながら、事業の取組みをさらに強めてまいりたいと考えております。

また、長引くコロナ禍の影響等による、高齢者の外出や運動の不足による体力の低下、いわゆるフレイル促進を予防することが、重要であるとの考えに基づき、地域住民と共に、東京大学と連携しつつ、フレイル予防事業にしっかり取り組んで参りたいと考えております。

次に、出産・子育て支援については、0 歳から 2 歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した、伴走型相談支援の充実を図るとともに妊娠・出産時の負担軽減を図る妊娠時 5 万円、出産時 5 万円支給の経済的支援を一体とする事業を創設し、継続的に実施してまいります。当市では、12 月議会において、補正予算の議決をいただき、3 月からの実施に向け準備をしているところでございます。

【不登校特例校児童生徒対策について】

次に、兼ねてより進めてまいりました、美作市立特別支援学校高等部の設置を研究していく中で、発達障がいにより起因する長期欠席・不登校など、学校に行きにくさを感じている、児童生徒が存在していることが分かりました。

このため、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる「教育機会確保法」の制度に沿った中高一貫の、不登校特例校の設置を目指すことで、特別支援学校設置の所期目的である、発達障がいのある児童生徒の進路保障や、社会的自立を図ることができると考え、県教委との事前相談を重ねた結果、このたび、文部科学省へ不登校特例校の指定のための、2 月 22 日付けで実施計画書の仮申請を提出させていただきました。

今後は、早期の開校に向け、不登校特例校の指定に向けた文部科学省との協議を加速させるとともに、県教委に対し不登校特例校への教員配置のお願いや、学校の開設場所となる旧江見商業高校の跡地利用に向けた、譲渡手続きを進めてまいります。

また、教育機会確保法では、基本理念として不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示されており、昨年 11 月に開催された定例教育委員会におきまして、教育委員会として、学校が民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際に、留意すべき点を目安として示した「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を策定し、出席扱いと判断した場合には、授業料補助を行うこととしております。

【新庁舎】

最後に、新庁舎整備では、地権者方の深いご理解とご協力により用地取得を終えて、造成工事に着手することが出来ました。建築工事につきましても、関連経費を予算案に計上させていただいておりますが、3 月中に実施設計をまとめ、6 月定例会には工事契約の議決をご審議いただけるよう準備を進めており、令和 6 年度の完成を目指してまいります。

以上所信の一端を申し述べ、議会の審議と市民の皆様の美作市政に対するご理解とご支援の一助にしたいと考えます。

なお、本会議における諸議案の提案説明等につきましては、副市長より行いますので、よろしくお願いいたします。